

## 指定確認検査機関等への立入検査の結果について

### 1. 目的

構造計算書偽装事件を受けて、指定確認検査機関等における確認検査業務等の実施状況等を把握し、必要な対策を講じるため、各指定機関の審査業務について緊急に点検を行う。

### 2. 点検本部の体制

- ・ 12月1日、住宅局長を本部長とする緊急建築確認事務点検本部を設置した。
- ・ 本部員は、国土交通省住宅局、総合政策局、官庁営繕部、国土技術政策総合研究所、地方整備局建政部・営繕部等の職員約100名。

### 3. 検査実施日

- ・ 国指定の確認検査機関については、点検本部が、12月8日から20日までの間に50機関の検査を実施。（詳細は別紙1）
- ・ 都道府県知事指定の確認検査機関については、都道府県が、12月1日から20日までの間に73機関の検査を実施。

### 4. 検査の内容

指定確認検査機関に立ち入り、次の事項について検査を実施。

- ・ 構造計算書、構造設計図等の審査体制、審査方法等【検査1～4】
- ・ 一般的な建築確認検査業務の実施状況（帳簿の整備、書類の保管等）【検査5】

### 5. 検査結果

#### 5-1 国指定の確認検査機関に係る検査結果

- ・ 国指定の確認検査機関（全50機関（注））毎の検査結果は資料2

（注）平成17年12月1日現在で指定されていた50機関

## 【検査1】代表者等に対する構造審査業務概要検査

構造関係の審査業務について、その体制、方法の概要を、代表者等に対するヒアリング及び組織図、関係名簿、審査マニュアル等により確認。

(ヒアリング結果と書類による事実確認結果をとりまとめたもの)

- ① 確認検査員の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）  
（注）主に構造審査を担当している者  
・最大166人、最小2人、平均13.3人（最大13人、最小0人、平均1.4人）
- ② 補助員の人数（うち、構造審査担当者の人数）  
・最大186人、最小0人、平均18.3人（最大30人、最小0人、平均3.2人）
- ③ 機関独自に作成している審査マニュアル類の有無  
・34機関が何らかの審査マニュアルを整備。
- ④ 事件発生後に講じた措置  
（事例）（注）検討中のものを含む。  
○構造審査マニュアル類の改訂、充実  
○構造審査担当者等の増員  
○構造審査のダブルチェックの導入  
○確認済み物件の再審査の実施

## 【検査2】構造審査担当者に対するヒアリング

構造審査担当者1人1人に対して個別にヒアリングを行い、図書省略制度についての理解、プログラムの改ざんを想定した審査を行っていたか等具体的な審査方法について確認。

(ヒアリングにおいて発言のあった結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。)

- ① 構造計算書に係る図書省略制度についての認知  
・5機関において、図書省略制度を知らなかったと回答した職員がいた。(知っているかと回答した職員の中には、制度の理解が不十分な者も含まれている。)
- ② 構造計算書の偽装を想定した審査の実施  
・46機関において、今般の偽装事件発生以前よりプログラムの改ざんがあるかもしれないと思って審査をしていたと回答した職員はいなかった。

## 【検査3】構造計算書の添付書類等に関する検査

あらかじめ抽出された確認済み物件（直近の確認済物件のうち、階数10以上のものを優先して抽出）の中から、構造を問わず無作為に50件程度を抽出し、構造計算プログラムによる構造計算書について、大臣認定書の写しの添付等の図書省略の要件確認、図書省略の要件に適合しない場合の構造計算書の有無等について建築確認申請図書等を用い、構造審査担当者に確認。

(書類による事実確認、構造審査担当者に対する確認を行った。)

- ① 構造計算書の一部に係る図書省略の要件を満たしていた件数
  - ・検査3を実施した件数2,058件中、構造計算書の一部に係る図書省略の要件(大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認)を満足していたものは37件(20機関)であった。
- ② 上記の図書省略の要件を満たしていないにもかかわらず構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた件数
  - ・検査3を実施した件数2,058件中、26件(12機関)において、図書省略の要件(大臣認定書の写し、指定書の写し等の添付、構造計算書における一貫したヘッダの出力の確認)を満たしていないにもかかわらず、構造計算書の一部に係る図書省略を行っていた。
  - ・上記のうち、特に、構造計算書における一貫したヘッダが出力されていないものは13件(9機関)であった。これらについては、建築物の構造安全性について問題がないかどうか、指定確認検査機関に確認を指示したところである。(2件について安全性の確認済み、11件について確認中。)

#### **【検査4】個別物件の審査方法検査**

- ①あらかじめ抽出された確認済み物件(直近の確認済み物件のうち、階数10以上のものを優先して抽出)の中から、鉄筋コンクリート造を優先して無作為に50件程度を抽出し、
- ②その50件程度の中から、構造設計図の柱・梁の断面積、鉄筋の本数・径などをチェックし、設計条件が相対的に厳しい(余裕が少ない)と思われるもの10件程度、鉄筋コンクリート造を優先して抽出し、
- ③当該案件の構造審査担当者に対して、構造設計図と構造計算書の照合等についてヒアリングし、構造審査方法の詳細な実態把握を行う。
- ④構造審査を的確に実施しているか否かを判断するため、具体的な構造計算の審査内容に関し、下記(2)の4項目を主要なヒアリング事項とした。(詳細は、別紙2)

#### **(1) 抽出された物件(各機関10件程度、合計429件)において確認された構造審査上の重大な問題点**

抽出された物件(各機関10件程度、合計429件)において、構造審査上の重大な問題点として以下に該当するものがあることが確認された(合計7件)。

具体的な案件の概要と対応状況については資料3

- ① 保有水平耐力の算定結果の確認がされていなかった(2件)。
- ② 構造計算書と構造設計図が合致していないものが、見過ごされていた(3件)。
- ③ エラーメッセージの有無の確認がなされていなかった(2件)。

## (2) 抽出された物件（各機関 10 件程度、合計 429 件）の構造審査の方法

（個別の図面と構造計算書を見ながら実施したヒアリング結果をとりまとめたものであり、それ以上の事実確認は行っていない。）

- ① 入力モデルのフレーム図と構造設計図との合致の確認
  - ・ 9 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ② フレームの応力算定結果（応力図）に異常値のないこと、応力図と断面計算用応力値との合致の確認
  - ・ 24 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ③ 断面計算用の断面リストの内容と構造設計図との合致の確認
  - ・ 7 機関において、確認が全くなされていない事例があった。
- ④ エラーメッセージ等に対する安全性確認等
  - ・ 8 機関において、エラーメッセージが出た場合の安全性の確認を行っていない事例があった。

## (3) より厳しい設計条件となっている物件の抽出

（個別の図面と構造計算書を見て抽出を行った。）

- ① 上記 10 件程度の中から、更に構造設計図の柱・梁の断面積、鉄筋の本数・径などをチェックし、より設計条件が厳しい（余裕が少ない）と思われるものについて、各機関原則として 2 物件を抽出。（合計 103 件）
- ② これらについて構造計算書等を提出させ、今後、再計算を実施。その結果、建築基準法令に適合しないおそれがある場合は、所有者の了解を得て、当該建築物について、配筋やコンクリートに関する実地調査を実施。（補正予算による実施を予定）

## **【検査 5】一般的な建築確認検査業務の実施状況検査**

帳簿記載事項の確認、その他帳簿以外の書類の状況等について、帳簿及び確認検査関係書類により確認。

（書類による事実確認を行った。）

- ① 帳簿の不備
  - ・ 11 機関において、必要な記載項目欄の欠落、記入漏れ、誤記入等の帳簿が不備である事例があった。
- ② 帳簿以外の書類の不備等
  - ・ 8 機関において、決裁書類の押印漏れ等の帳簿以外の書類の不備の事例があった。

## 5-2 都道府県知事指定の確認検査機関に係る検査結果の概要 資料4-1

### (1) 確認検査員・補助員の人数

#### ① 確認検査員の人数（うち、構造審査担当者（注）の人数）

（注）主に構造審査を担当している者

・最大48人、最小2人、平均8.4人（最大15人、最小0人、平均2.1人）

#### ② 補助員の人数（うち、構造審査担当者の人数）

・最大46人、最小0人、平均5.2人（最大9人、最小0人、平均1人）

### (2) 抽出された物件において確認された構造審査上の重大な問題点 資料4-2

・都道府県より、抽出された物件において確認された構造審査上の重大な問題点として、以下に該当するものが報告された（合計2件）。

① 構造計算書と構造設計図が合致していないものが、見過ごされていた（1件）。

② エラーメッセージの有無の確認がなされていなかった（1件）。

### (3) 一般的な建築確認検査業務の実施状況 資料4-1

#### ① 帳簿の不備

・6機関において、必要な記載項目欄の欠落、記入漏れ、誤記入等の帳簿が不備である事例があった。

#### ② 帳簿以外の書類の不備等

・13機関において、決裁書類の押印漏れ等の帳簿以外の書類の不備の事例があった。

## 5-3 指定住宅性能評価機関に係る検査結果の概要

国土交通省が構造計算書の偽装のあったとの報告を受けた物件について住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく設計住宅性能評価書を交付していた指定住宅性能評価機関（ビューローベリタスジャパン（株））に対し、立入検査を実施した（12月21日）。

### 【検査結果概要】

・当該機関においては、品確法に基づく住宅性能評価については、「住宅性能評価部」において実施しているが、建築基準法に基づく審査は「建築確認審査部」が実施していることが確認された。

・また、品確法に基づく住宅性能評価と建築基準法に基づく審査は別の者が行っており、偽装案件についても設計住宅性能評価を行った評価員と確認審査を行った確認検査員とは異なる者であったことが確認された。

・構造審査方法については、荷重・外力により柱、梁等にかかる応力値と断面を計算する際の応力値との合致の確認を行っていなかったことが確認された。なお、偽装案件は断面を計算するための応力値について、荷重・外力による応力値よりも低減させていたものであったが、上記の確認を行っていなかったことから、これを見過ごしていたことが確認された。

・設計住宅性能評価書が交付された構造計算書偽装物件の概要等は 資料5

## 6 特定行政庁に係る業務の点検

- ・偽装物件の看過のあった特定行政庁(都道府県除く。)及び特定行政庁としての都道府県については、緊急建築確認事務点検本部が、審査方法及び審査体制等に関する業務点検を行う。(1月以降速やかに実施)
- ・上記以外の特定行政庁については、都道府県が業務点検を実施し、点検本部はその報告を求める。(1月以降速やかに実施)